

# 「ふくい省塩プロジェクト」運営規約

令和7年9月29日制定

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本組織の名称を「ふくい省塩プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)とする。

### (ふくい省塩プロジェクトの目的)

第2条 プロジェクトは、「食塩の過剰摂取」を福井県が最重点で取り組む栄養課題として捉え、産学官等の連携・協働により、県民の食生活改善につながる食環境づくりを展開し、県民の健康寿命のさらなる延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指すことを目的とする。

### (ふくい省塩プロジェクトの活動)

第3条 プロジェクトは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) プロジェクトの目標の設定と評価
- (2) 各参画事業者の行動目標設定および取組みの支援ならびに連携・協働の促進
- (3) 食環境づくりに資するデータ整備等の推進
- (4) 県民および事業者に向けた情報発信
- (5) その他プロジェクトの目的に資する活動

### (内部組織)

第4条 プロジェクトの運営のため、次の各号に掲げる体制を組織し、活動を行う。

- (1) 事務局
  - ア 各種会議および行事等の運営に係る事務
  - イ ウェブサイトの運営および広報に係る事務
  - ウ その他必要と認められる事項
- (2) 運営委員会
  - ア プロジェクトに係る規約等の策定・改正
  - イ プロジェクトの目標の設定と評価に係る検討
  - ウ 各種行事の検討
  - エ 食環境づくりに資するデータ整備等の推進に係る検討
  - オ 県民および事業者に向けた情報発信に係る検討
  - カ その他必要と認められる事項
- (3) ワーキンググループ

- ア 事業者連携による取組み等に係る企画・運営
- イ 県民および事業者に向けた情報発信に係る企画・運営
- ウ その他必要と認められる事項

(事務局)

第5条 プロジェクトの事務局は、福井県健康福祉部健康医療局健康政策課が行う。

## 第2章 参画事業者

(参画事業者の資格)

第6条 プロジェクトの参画事業者となる資格は、次の各号のいずれかに該当する福井県内で事業を行う法人または個人事業者で、プロジェクトの目的に賛同の上、活動に参画することを希望する者とする。

- (1) 食品製造事業者
- (2) 食品流通事業者
- (3) メディア事業者
- (4) その他事業者

(参画の原則)

第7条 参画事業者は、次の各号に掲げる参画原則に同意し、活動を行う。

- (1) 福井県が進める省塩による健康づくりに賛同し、県民に広く発信する。
- (2) 「食塩の過剰摂取」に対する行動目標を設定する。
- (3) 行動目標は、ウォッシュ※にならないものとする。  
※「ウォッシュ」とは、消費者等への訴求効果を狙い、表面的な取組み、見せかけの取組みを行うことをいう。
- (4) 行動目標設定後、進捗状況を毎年報告する。
- (5) 行動目標の進捗状況が原則公表されることに同意する。
- (6) プロジェクトの取組推進を阻害しない。
- (7) 反社会的組織・活動に関わりがない。

(参画事業者の登録)

第8条 プロジェクトへの参画を希望する事業者は、別に定める参画のための手引きを確認の上、事務局の指定する方法により申請するものとする。

(参画の仮登録)

第9条 前条による申請を行った事業者は、運営委員会による承認をもって仮登録とする。

(行動目標の提出)

第 10 条 仮登録となった事業者は、仮登録の原則 3 か月以内に、別に定める参画のための手引きに沿った行動目標を設定し、事務局の指定する方法により提出するものとする。

(参画事業者の正式登録)

第 11 条 前条により提出された行動目標が運営委員会により承認されることをもって、当該参画事業者は正式登録となる。

(参画の標榜)

第 12 条 参画事業者は、別に定める方式に従い、プロジェクトの参画事業者であることを標榜することができる。

(秘密保全義務)

第 13 条 参画事業者は、プロジェクトに関連する活動を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

(個人情報保護)

第 14 条 参画事業者がプロジェクトに関連する活動において知り得た個人情報の取扱いについては、前条の規定を準用する。

(会費)

第 15 条 プロジェクトに関し、参画事業者の会費は、無料とする。

(退会)

第 16 条 参画事業者は、事務局に届け出ることにより、任意に退会することができ、退会した場合、登録は抹消となる。

(除名)

第 17 条 参画事業者が次のいずれかに該当することが判明した場合、運営委員会は当該参画事業者を除名し、登録を抹消することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき
- (2) その他の除名すべき正当な事由があるとき

### 第 3 章 運営委員会

(委員)

第 18 条 運営委員会の委員は、参画事業者、学術関係者、職能団体、市民社会団体等から事

務局において選出する。

- 2 運営委員会の開催に当たり、必要に応じ、オブザーバーの出席を求めることができる。
- 3 運営委員会の委員は、年度ごとに選出する。

(秘密保全義務)

第 19 条 運営委員会の委員は、運営委員会を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

(個人情報保護)

第 20 条 運営委員会の委員が運営委員会において知り得た個人情報の取扱いについては、前条の規定を準用する。

## 第4章 ワーキンググループ

(構成員)

第 21 条 ワーキンググループは、運営委員会の下に必要に応じて設置し、構成員は、参画事業者および運営委員会委員から事務局において選出する。

- 2 ワーキンググループの開催に当たり、必要に応じ、オブザーバーの出席を求めることができる。

(秘密保全義務)

第 22 条 ワーキンググループの構成員は、ワーキンググループを通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

(個人情報保護)

第 23 条 ワーキンググループの構成員がワーキンググループにおいて知り得た個人情報の取扱いについては、前条の規定を準用する。

## 第5章 雜則

(規約の改正)

第 24 条 本規約の改正は、運営委員会において審議し、承認を得なければならない。

## 附則

- 1 この規約は、令和 7 年 9 月 29 日から施行する。